

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

#### 第2 事案の概要

1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇年〇か月間、A所在のB会社において、溶接工として船舶用ボイラー等機械設備作業に従事していた。

2 被災者は、C病院に受診し、平成〇年〇月〇日、「脳悪性リンパ腫」と診断され、同病院において入院中、胸部にも痛み等の症状が発現したため、同年〇月〇日、病理検査したところ「右悪性胸膜中皮腫」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、被災者は療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、転院先のD病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「脳悪性リンパ腫」、死因の種別「病死及び自然死」と記載されている。

なお、監督署長は、被災者の本件疾病が業務上の事由によるものであるとし、平成〇年〇月〇日を症状確認日として療養補償給付を支給している。

3 本件は、請求人が、被災者の死亡も本件疾病が原因であり、業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理 由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡は、本件疾病によるものであると主張しているので、以下、検討する。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、被災者の直接死因は脳悪性リンパ腫であると診断している。また、開頭生検術の病理学的検索の結果でも、被災者の脳腫瘍は悪性リンパ腫であると確定診断されている。当審査会においても被災者のC T画像データを精査したところ、死亡直前の同年〇月〇日に撮影された脳C Tからは脳悪性リンパ腫が急速に拡大し高度な脳幹圧迫が見られることから、被災者の直接死因が脳悪性リンパ腫であるとの診断は妥当であると判断する。この点、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「死亡2か月前の平成〇年〇月〇日の胸部C Tから類推するに、直接死因が悪性中皮腫と関連すると考えることは困難である。」と述べており、当審査会としても、同意見は妥当であると考える。以上のことから、被災者の直接死因は、脳悪性リンパ腫であったと判断する。

(3) なお、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「被災者は悪性中皮腫が一因となって死亡したと考えられる。」と述べているが、被災者の悪性中皮腫が死因に結び付く合理的な根拠が示されているわけではなく、同所見は、悪性中皮腫が被災者の死亡に何らかの影響があったことを示唆するに

とどまると判断すべきものである。この点、悪性中皮腫が悪性リンパ腫の発生に何らかの関連をもつとの一般的な医学的な知見もない。

- (4) 以上のことから、当審査会としても、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。
- (5) なお、請求人は、環境再生保全機構がG医師の上記意見書に基づき決定し認定してくれていると述べているが、それは、当審査会の審査の対象外の事項に関するものであることを付言する。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。